**đ**;

セクハラ・パワハラ…の境界線

# これって

佐藤みのり法律事務所 弁護士 佐藤みのり

探ります。 々な裁判例を通じて、違法な スが増えています。そこで、様 ションが萎縮してしまうケー それて、職場でのコミュニケー ハラスメントになる境界線を ハラスメントになることをお

### 異動 命令には の説 得、 要注意

異動を命じられた従業員が自殺した事例

第47回

参考判例/名古屋地裁 2007年1月2日判決

きなストレスになり、苦しむ人も 事です。なかには、異動命令が大 務地などが変わる人事異動は一大 付ける必要があるでしょうか。 います。異動の説得や命令をする 従業員にとって、業務内容や勤 会社はどのようなことに気を

### 異動の打診

従業員になりました。出向して半 長年X社に勤務していたAさん Y社に出向後、 Aさんはうつ病に罹患し、 転籍してY社

> 断続的に精神科にて投薬を受けて いました。

のAさんの業務と関連性がありま 取り組んでいることを周囲に話し 加したり、プライベートで卓球に ることをY社内の誰にも告げてお した。また、Aさんは、 した。異動先の業務内容は、 Aさんに異動の話が持ち上がりま たりするなどしていました。 なく、部内のボーリング大会に参 出向して8年半ほど経った頃 Aさんは、うつ病に罹患してい 業務中、 不審な行動は特に Bさんと

Cさん2人の後任として配置され  $\diamondsuit$ 任が務まると考えられました。 見込まれており、 る予定でしたが、

Aさん1人で後 業務量の減少が

# 拒絶と説得の結末 ◇

とはできないこと、通勤時間が長 拒絶しました。 くなることを理由に異動の提案を 2人分の業務を1人で遂行するこ 内容であること、BさんとCさん Aさんは異動の話を提案される いままで経験していない業務

得がなされました。 され、喫煙所においても異動の説 そこで、3回程度の面談が実施

と言うので、「Aさん、甘えてい 明や提案がなされましたが、Aさ るんじゃないの」と強い調子で返 さんが「やっていく自信がない」 説得にあたっていたEさんも、A いですか」と述べました。同じく 呆れ、「勝手にしたらいいではな 異動を拒み続けるAさんの態度に 11 んは納得せず、「自分を辞めさせた 路 (1時間半程度の通勤時間) の業務量の予定、合理的な通勤経 験と新業務との関連性や、異動先 説得にあたっていたDさんは、 のか」と強い調子で言いました。 説得にあたり、Aさんの業務経 )の説

しました。

受けた!」というメールを送って いました。 にきた。嫌ならやめろとの暴言を 会社で異動に伴う業務の件で頭 この頃、 Aさんは妻に対して

を始めましたが、その6日後、 いまま、自殺しました。 室を荒らし、遺書を残すことのな その後、 Aさんの遺族は、Y社に対し、 Aさんは異動先で勤務 自

賠償請求訴訟を提起しました。 安全配慮義務違反に基づき、損害

# 裁判所の判

 $\diamond$ 

安全配慮義務が争点に

肯定しました。 況と自殺との因果関係について、 裁判所は、本件の異動の説得状

せました。 理的負荷を受け、 ざるを得ないことに対して強い心 時、うつ病に罹患していたため に、異動の説得経緯や異動に応じ ようなものとして否定的に捉えて のではないものの、Aさんはその 退職に追い込む意図でなされたも すなわち、本件異動はAさんを 異動の説得を受けていた当 うつ病を増悪さ

さとう みのり

離婚などの男女トラブル、 ハラスメント問題を中心に 弁護士として活動する傍ら、 独学を貫いた自身の経験を 活かし、勉強法に関する出 版、講演活動なども行なう。

状態にあったとは言えず、 がある」としました。 の影響下で自殺に及んだと考えら `後の自殺との間に相当因果関係 Aさんのうつ病増悪およびそ 「異動の打診および説得経緯 当時のAさんは正常な精神 自殺した部屋の状況など うつ病

異動命令を撤回することも考慮す 拒絶する態度を示した場合には、 不安や疑問を取り除くように努 場合には、異動を説得するに際し 態や異動の捉え方等から、異動を に対し、異動を命じる場合にも、 べき義務があると言える」と判断 の健康を損なうことが予見できる 命じることによって労働者の心身 使用者において、労働者の精神状 義務について、 そのうえで、 労働者が異動に対して有する それでもなお労働者が異動を 裁判所は安全配慮 「使用者が労働者

> ならば、 ないとしました。 きるようなものであったとは言え 態にある者に対するものであった に罹患しておらず、 じており、 説得状況は十分な説明と対策を講 これらを踏まえ、 自殺に至ることを予見で うつ病などの精神疾患 本件の異動 通常の精神状

の当時、 はできない」と結論付け、 であったということができないと らず、また、認識することが可能 の請求を退けました。 社の安全配慮義務違反を問うこと して、「Aさんの自殺についてY に罹患していたことを認識してお を疑わせる異常な言動などがなか ったことなどを踏まえると、 そして、Aさんにうつ病の罹患 Y社は、Aさんがうつ病 遺族側 異動

教 訓

### $\diamond$ 人事異動と会社の義務

め らゆる会社で行なわれています。 するうえで重要なものであり、 したり、 そして会社には人事権があるた 人事異動は、 就業規則などに基づいて、 新たな事業方針を実現したり 業務全体の効率を上げた 従業員の成長を促 あ 原

> 則、 ることはできません。 社からの異動命令を拒否す 外的な事情がない限り、 とができます。 自 由に異動を命じるこ 従業員は例 会

がないよう注意すべき義務 を負っています。 が心身の健康を損なうこと 義務があり、会社は従業員 方、会社には安全配慮

うつ病に罹患しているな

すことはできない」 にそこまでの シーを侵害する危険があり」会社 認めることは、労働者のプライバ るかどうかを調査すべき義務まで かわらず、精神的疾患を負ってい 常な言動が何ら見られないにもか ました。裁判所は、 って会社側の法的責任が否定され ようのない状況があり、それによ 患していることを、会社側が知り 重になる必要があります。 対しては、異動の説得も命令も慎 本件では、Aさんがうつ病に罹 精神状態が不安定な従業員に 「健康管理義務を課 とも指摘して 「労働者に異

きな変化を伴う出来事であるた

が変わるなど、

従業員にとって大 業務内容や勤

人事異動は、

大切です。

われないか、常に気を配ることが 神的に不安定な様子などがうかが

### $\diamondsuit$ 今後の対応

・ます。

ます。

異動の必要性や異動に伴う負 従業員側の反応を見なが

1つひと

ラスメントにあたる可能性もあり

また、強い言い方での説得は

くよう努めましょう。

合には、異動に伴う不安を取り 員に精神疾患が疑われるような場 す。特に、異動の対象となる従業 なるものと考えたほうがよいで め、一般に従業員の精神的負担に

様子をしっかり見たうえで、 会社としては、 従業員の日ごろ

0)

気を付けよう! 拒否される可能性のある 人事異動

- + 就業規則などに 人事異動の根拠規定がない
- 「エリア限定社員」など、労働契約上、 機種や勤務地が限定されている
- + 人事異動を命じる 業務上の必要性がない
- +嫌がらせや退職に追い込むなどの 当な目的で異動を命じる
- + 異動させると労働者の不利益が 著しく大きい ……など

説明することも有効です。

頭だけではなく書面にして

つ丁寧に説明しましょう。 担がどれほどのものか、

その際